

令和 7 年度事業計画

1 基本方針

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、人生 100 年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取組を強化していく必要があります。

超高齢社会を迎え、シルバー事業に寄せられる期待に応えるためには、組織の拡大や事業の一層の活性化等目に見える実績を示すことが必要であり、そのため、「会員の拡大」は常に目指すべき最重要課題となっています。しかし、少子高齢化が進む中、政府は、定年延長や事業主に対し 70 歳までの就業確保を努力義務とする等の施策を進めており、会員の確保が難しい状況にあります。また、寄居町の高年齢人口は、高齢化率は年々上昇しているものの 60 歳以上の人口は令和 3 年末 13,467 人が令和 6 年末 13,405 人で 62 人の減少、さらには、定年後 10 年間の 65 歳から 75 歳までの人口は、令和 3 年末 5,713 人が令和 6 年末 5,083 人と 630 人も減少しており、会員数は、これまでは毎年増加していましたが、令和 6 年度末の会員数は、前年度を下回る見込みです。また、会員の高齢化も年々進むことが見込まれております。こうした中、シルバー事業は、従来の平均的な会員像を前提に、植木の剪定や除草作業などの伝統的な仕事のみを確保・提供するだけでは、組織の発展を目指せないことは自明であります。こうした状況の中、令和 7 年度以降は全シ協が掲げる「新たな仲間づくり」を指針として会員数の持続的拡大に向けた取組を図る必要があります。

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業の根幹をなすものであり、組織を挙げてより一層の安全対策の推進を図り、重篤事故や損害賠償事故を起こさないことが肝要です。特に慣れや慢心による安全対策の形骸化を避けるためにも、安全就業基準等の順守・徹底、安全パトロール実施、KY（危険予知）活動の実施など、改めて安全就業の徹底に努めることとします。

さらに、令和 6 年 11 月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の趣旨を踏まえた対応として、厚生労働省 から示された基本方針に沿って、シルバー人材センター事業における新たな契約方法への円滑な移行を進めます。

働く意欲がある高齢者に、就業の機会を提供することにより、高齢者の社会参加

を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持・増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減に貢献しているセンターの取組は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に大きく貢献しており、今後も次の項目を重点事業に掲げ取り組んでまいります。

2 事業計画

1) 会員の拡大

- ・シルバー人材センターにおける活動の健康維持や介護予防効果に関する調査研究の成果をエビデンスに基づき取りまとめ、町民に周知することにより会員の拡大を図ります。
- ・高齢人口の男女割合からみて拡大の余地が大きい女性会員の確保に重点的に取り組みます。
- ・高齢化が進展する中、軽易な作業など80歳を超えても活躍できる就業機会の創出を図り退会の抑制に努めます。
- ・シルバー人材センターは、会員の居場所としての機能を果たすことも重要であり、ボランティア活動やサークル活動等就業以外の分野でも長く活躍できる場を確保し退会の抑制に努めます。

2) 安全・適正就業の促進

- ・重篤事故を未然に防ぐため、作業時の保護帽や安全帯の着用の徹底を図ります。
- ・安全・適正就業委員会による現場巡視や啓発など、組織を挙げて事故防止や就業形態の適正化に取り組みます。
- ・作業中の損害賠償事故の大半は、草刈り時の飛び石によるものであり、飛散防止対策の徹底を図ります。
- ・安全・就業委員会において、作業中の事故原因の調査と改善策を検討するため、事故発生報告書の提出と委員会への出席を求めます。

3) シルバー事業のデジタル化の推進

- ・業務の効率化を図るにはデジタル化の推進が不可欠であり、新たな契約方法に柔軟に対応するためにもシステム環境の整備と会員のデジタルリテラシーの向上を進めます。